

就労支援部会における協議事項について（案）

障がい者在宅支援課

1 目的

福岡市障がい者就労支援センターは、障がい者へ就労支援を行う中心的な施設として平成15年度に開設し、障がい者に対する個別支援を中心に、企業に対する啓発活動、就労移行支援事業所等への技術的支援などを行ってきた。

しかし、現在、民間の就労支援機関の増加や発達障がい者を含む精神障がい者からの相談の増加、平成30年4月からの障がい者の法定雇用率引上げ等、センターを取り巻く状況は変化している。さらに、就労支援を行うにあたり、就労の前段階である生活面での支援が必要な利用者も多く、個別の支援に多くの時間を要している状況である。

こうした状況を踏まえ、障がい者就労支援センターと発達障がい者支援センターを集約し、特に相談が増加している発達障がい者への就労支援を充実させるとともに、障がい者就労支援センターについては、その支援のあり方について、国や県、民間の就労支援機関との機能の分担も考慮しながら見直しを行い、就労支援部会において協議を行うもの。

2 協議事項及び協議スケジュールについて

(1) 協議事項

福岡市障がい者就労支援センターのあり方に関する事項

- ① 就労支援センターにおける実施業務の見直しに関する事項
- ② 就労支援センターにおける実施業務の見直しに伴う関係機関との連携に関する事項

(2) 協議スケジュール（予定）

第1回 平成30年5月中旬頃

第2回 平成30年6月下旬頃

第3回 平成30年7月下旬頃

3 部会の委員選出機関

- 福岡市障がい者就労支援センター
- 福岡中央公共職業安定所
- 福岡障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター野の花
- 障害者就労移行支援事業所（LITALICO ワークス福岡中央）
- 福岡市発達障がい者支援センター
- 福岡市相談支援機能強化専門員
- 相談支援スーパーバイザー（精神障がい者）

4 事務局

福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課